

「環境社会配慮ガイドライン改定案」、「異議申立手続要綱改定案」に対する意見

氏名：渡辺直子	日本国際ボランティアセンター	提出年月日： 2021年8月12日
---------	----------------	----------------------

環境社会配慮ガイドライン改定案について

ページ 番号	項目 (例:1.1)	該当箇所	ご意見
2	1.1 理念	【開発協力大綱】2. 3.	<ul style="list-style-type: none"> ・「取り組むべき重点課題」として、左記「大綱」が引用されているが、理念として掲げるならば、現案に記載されている2.（大綱のあとから引用と見受けられる）を実現するための前提とされている「イ. 普遍的価値の共有」にある「自由，民主主義，基本的人権の尊重，法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し，安全な社会の実現のための支援」「法の支配の確立，グッドガバナンスの実現，民主化の促進・定着，女性の権利を含む基本的人権の尊重等」も明記すべきと考える。同様に、3. で「配慮する」点が書かれているが、「大綱」の「適正性確保のための原則」にある「(ア) 民主化の定着，法の支配及び基本的人権の保障に係る状況」に書かれた内容も明記すべき。これらは現案で理念として掲げられていることの「前提」となる点と考える。 ・あるいは、書かれてはいないが、上記の点が「前提」としてあるという共通理解があるという理解でいいか。JICAの事業における「環境社会配慮」においては、事業が行われる地域に暮らす人々の「人権」、またそのために、事業実施国のガバナンス＝民主的な社会であることが最優先されるべきと考えるため、その旨が理念として掲げられるべき。 ・そもそも、なぜここで上記「イ」で触れられている内容のみ一切の記載がないのか、その理由を示していただきたい。

ページ 番号	項目 (例:1.1)	該当箇所	ご意見
1、2	1.1 理念		<ul style="list-style-type: none"> ・上の点と同様に、現行のガイドラインには、理念として、環境社会配慮が「基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づ」くことが明記されているが、これが改定案では削除されている。戻すべきと考える。 ・またこれを削除した理由を教えてください。 ・別の点として、現ガイドラインでは、JICAは「内部化と制度の枠組み」により「環境社会配慮を適切に行うこと」が求められているが、これが改定案では「日本政府の方針に沿って」と加筆されている。この意図するところは何か。「独立行政法人」とは「自律的な運営、透明性の向上を図ることを目的とする制度」であると理解するが、日本政府の方針に沿って行うことにより、JICAの事業における、自律性と透明性が損なわれると懸念される。
7	2.5 社会 環境と人 権への配 慮	2.	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際的に確立した人権基準」とあることから、2018年に国連で採択された「小農および農村で働く人びとの権利宣言」を受けて、ここに羅列された「弱い立場にあるもの」に「小農」を加えるべきと考える。JICAが事業を行う「途上国」においては、「小農」（あるいは農民、漁民など）が多く暮らし、自然と共存しながら暮らしているため、開発事業の影響を受けやすい人びととして、認知・明記していただきたい。
10	3.2 有償 資金協 力、無償 資金協 力、技術 協力プロ ジェクト	(1)カテゴリ A プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・有償資金協力のうち海外投融資については、環境アセスメント報告書の公開が、合意文書締結の120日以前から60日以前と短縮されている。この理由を示していただきたい。 ・その上で、この短期間では、影響を受ける人びとにとって、アセスメント内容の確認とその是非の、事業の影響に関する理解、それに対し懸念を示すあるいは異議申立を行うか否かの判断が困難と考える。このため、120日に戻すべきと考える。 ・そもそも環境アセスメントは、事業を行う地域社会あるいは人びとへの負の影響を最小限に抑えるためになされるべきであり、この目的から鑑みれば、短縮することはありえない。
	項目を選		

ページ 番号	項目 (例:1.1)	該当箇所	ご意見
	択してく ださい。		

異議申立手続要綱改定案について

ページ 番号	項目 (例:1)	該当箇所	ご意見
1	3. 基本 原則	(4) 迅速性 (※P6 11. 理事長への報 告(1)(4)とも連動)	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで異議申し立ての処理（審査→報告）が2ヶ月+必要に応じて2ヶ月（最長4ヶ月）だったものが、4カ月+必要に応じて4ヶ月（最長8ヶ月）ということで、これまでの最短と今後の最長を比較すると審査に4倍の期間を要する内容に変更となっている。この理由は何か。 ・ 審査期間における異議申立対象事業（案件、プロジェクト）の一時停止・実施にかかる条項が全くないなかで、不遵守あるいはそれが疑われている＝申し立てにから見た被害が生じているにもかかわらず、実質的に費用拠出・事業実施が可能な状態であることから、審査中に申立人が訴える被害が拡大する可能性が否めず、懸念される。 ・ ただし、審査を丁寧に行うことは歓迎される点でもある。 ・ 以上を受けて、①審査期間中における当該事業の停止を含む実施にかかる条項を設けるべき。あるいは、②審査機関中の被害拡大を防ぐための具体的な方策にかかる条項を設けるべきと考える。あるいは、改定案のまま「審査中に申立人が訴える被害が拡大する可能性はない」というのならば、その具体的理由とどのようにそれが可能なのかを示していただきたい。 ・ そもそも①および②は、審査期間に関わらず条項を設けるべき＝今回の改定案に加えるべきではないか。
1	4. 異議	(1) 審査役の独立性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境社会配慮審査担当部局（から独立）」が削除されている点について。その理

ページ 番号	項目 (例:1)	該当箇所	ご意見
	申立審査 役		<p>由について示されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同部局が「P 8 15. 事務局」にある審査の「事務局」を担うと想定されるがその理解でいいか。違う場合は JICA 内に「事務局」がどのように設置されるのか示されたい。 ・「P8 15. 事務局」において、その業務内容としてこれまでは審査役の「事務の処理」のみだったものが、改定案では審査役の「職務の補助」が加えられているが、この「職務」の範囲が曖昧であり、これでは審査の独立性が確保できないものと考える。その中で、事務局を担うと想定される「環境社会配慮担当部局」からの独立が本項から削除されており、審査の独立性が懸念される。 <p>以上を受けて①文言を戻すか、②現案のままとするならば、どのように独立性が担保されるのかを示されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも、②「審査の JICA からの独立性」の条項を設けるべきと考える。
4	9. 申立 書の内容	5) 相手国との対話に向けた努力	<ul style="list-style-type: none"> ・加筆されている「JICA の事業担当部署に相談する努力を行うことが求められる」について。過去の異議申し立てにおいて、申立人らがそれまで日本のステークホルダーを通じて JICA に現地における被害を情報提供、解決を求めてきたなかで、結果として、JICA がそれを解決するのではなく、むしろ JICA がさらなる人権侵害をもたらしたということで申立が行われたケースがあることから、「求められる」とするのではなく「望ましい」程度にとどめるべきと考える。 ・本項目の加筆箇所を加えた理由を示していただきたい。
4	9. 申立 書の内容	9) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項及び不遵守の事実、10) ガイドライン不遵守と被害の因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでこれら情報の記載がマストだったが「望ましい」と変更された理由を示されたい。 ・4) で「現実の被害又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えらえる被害」を訴えれば、「7) 申立人が期待する解決策」にある「期待する解決策」「紛争解決のための対話の促進」「ガイドラインの遵守・不遵守の確認」（いずれかあるいは両者）のために審査を行うことが可能＝申立のハードルを下げ、審査の対象可能範囲を広げることを意図しているかと理解していいか。

ページ 番号	項目 (例:1)	該当箇所	ご意見
5	10. 異議 申立手続 のプロセ ス	(4) 手続開始決定の1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加筆箇所について。「P4 9. 申立書の内容 7) 申立人が期待する解決策」に、記載可能な内容として「期待する解決策」とあり、申立人の考え・訴えを広く自由に記述することが可能となっていることから（救済や事業停止なども含むものとする）、加筆箇所（審査役が）「通知することができる」とされている内容として、「期待する解決策」も記載（加筆）すべきと考える。すなわち、「審査でなにを優先・重視」するのかの範囲を、ここの段階で狭めるべきではないと考える。その意図はないものとするが、それであればなおさらきちんと記載しておくべき。
5	10. 異議 申立手続 のプロセ ス	(5) ガイドライン遵守にか かる事実の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人あるいは代理人からの直接のヒアリングは、審査の透明性ならびに公正さの観点から「可能な限り」ではなく必ず行うべきと考える。 ・ 「可能な限り」を加筆した理由は何か。もし感染症拡大による物理的移動の困難等が理由であれば、「可能な限り」を削除し、不可能なケースとしてその旨を記載すべきと考える。
6	10. 異議 申し立て 手続きの プロセス	(7) 外部専門家の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部専門家の独立性・中立性の確保のために、外部専門家が審査役の権限で、JICA から独立して選任されることを明記すべき。
8	15. 事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・ 改定案で「審査役の職務の補助」が加筆されている。これが具体的に何をしめすのかを明記されたい。また、これを加えた理由も示されたい。 ・ この点が曖昧なままでは、審査の独立性が脅かされるものとする。
全体			<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立に対する審査・調査においては、何よりも JICA からの独立性（→中立性・公正さ）が重要と考える。本来、審査役、事務局ともに「JICA 外」に設けるべきであり、この点については、本改定で議論を打ち切るのではなく、その方策について検討できるよう、今後も助言委員や NGO など様々なステークホルダーとともに議論を開いていっていただきたい。